

3-2 関連施策と施策展開の方法

「地域照明環境計画」に基づき施策を展開していく方法を挙げると以下ようになる。

(1) 普及啓発

- ・事業者に対する普及啓発
- ・市民に対する普及啓発
- ・自治体内担当部局等に対する普及啓発
- ・他自治体に対する情報提供
- ・グリーンライティングキャンペーン（旧称ライトダウンキャンペーン）等の実施

(2) 地域環境計画への反映

- ・地域環境計画への反映
 - （記述例）「環境に調和した適正な屋外照明環境の整備」
 - 「光害を生じない夜間照明の整備」
 - 「星空を壊さない夜間照明の整備」など
- ・行動プランに具体的な実施項目を盛り込む
 - （記述例）「公園の照明設備の整備においては、上方光束5%未満の器具を設置する」

(3) 地球温暖化防止実行計画への反映

- ・対策項目の一つとして「屋外照明の適正化」をあげる。
- ・省エネルギーを意識した屋外照明設置を進める。
 - （省エネルギー目標の設定、高効率な照明機器の採用）
- ・屋外照明の管理の適正化を進める。
 - （点灯時間の管理、深夜の減灯、消灯、機器の清掃など）

(4) 道路、施設整備における配慮

- ・道路、自治体施設の整備における配慮、率先改修
 - （光害を起こしにくい照明器具の選定、周辺への障害の有無のチェック）
- ・建設部局などへの要請
- ・モデル地区の設定（適正な照明環境のモデル事例）
 - 一定の地区をモデル地区として指定し、その地区の置かれた状況に合わせた施策を用意し、重点的に取り組み、そこで得られたノウハウを自治体内の他の地区にも広げていくことが有効であると考えられる。

モデル地区の考え方

一概に「モデル地区」といっても、設定の仕方により、様々な形式が考えられる。幾つかの事例を挙げると、以下のようになる。

- ・ 既存の優良な屋外照明をモデル地区として指定
- ・ 施設等の整備計画において、光害に配慮した事例をモデルとして指定
- ・ 都市景観整備地区におけるルールづくりとそれに基づく取組み
- ・ 商店街などの地域の自治組織単位で、モデル地区に指定し、地域ぐるみで取組を行う

(5) 環境アセスメントとの関係

- ・ 環境アセスメントにおいては、「光害対策ガイドライン」、「環境アセスメントの技術」（中央法規、1999）等に基づき検討を行う。
- ・ 建築許可申請において、光害防止の要請

(6) 景観条例等の中での検討（景観地区）

Ⅱ編第3章 3 - 4 参照

- ・ 条例の中で、同時に良好な照明環境を実現していく。
- ・ 条例の中で屋外照明に関する規定を充実していく。
（上方光束比、グレア、障害光の有無チェック、省エネルギー性、デザイン）

(7) 屋外広告物設置規制条例等の中での検討

Ⅱ編第3章 3 - 5 参照

- ・ 条例の中で、広告物の照明（発光）に関する規定を充実していく。
- ・ 規定の中で照明（発光）に関する規定を充実していく。
（上方光束比、グレア、障害光の有無チェック、光色、省エネルギー性、デザイン性）

(8) 都道府県および周辺自治体との関係

- ・ 市町村においては、国、都道府県に対し、地域照明計画に基づく施策の実施について要望をしていく。
- ・ 周辺自治体に対し、情報提供ならびに協調関係の構築を積極的に進める。

(9) 光害防止条例の制定

光害防止のための法的な体制の整備という観点から、最終的な施策としては、「光害防止条例」の制定などが考えられる。

(10) 基礎データの収集

- ・ 施策効果の定量評価に必要なデータの整備
- ・ 屋外照明設備設置量の調査
- ・ 屋外広告物の実態調査 など